

伊丹市一般廃棄物処理基本計画 の進捗状況

令和5(2023)年7月

伊丹市 市民自治部 まちづくり室
減量推進課

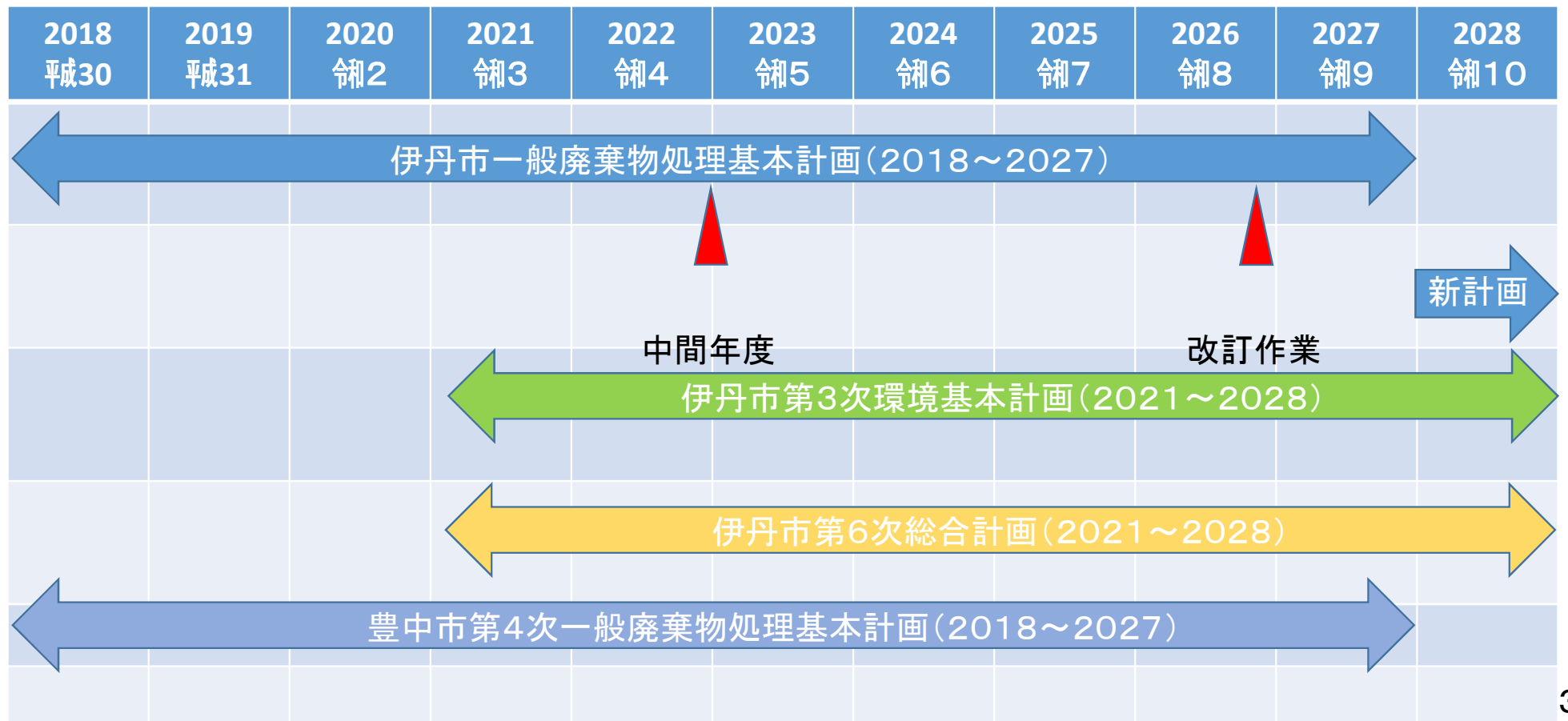
伊丹市の概況

本市は、兵庫県阪神地域の南東部に位置し、神戸市から約 20km、大阪市から約 10km の圏域にあり、尼崎市、西宮市、宝塚市、川西市、大阪府池田市および豊中市に接しています。東西は約 7km、南北は 6.5km、面積は25.00k m²で、県内 29 市 12 町の中で 4 番目に小さな市域となっています。地形は、おおむね平坦で北から南に緩やかに傾斜し、市域には猪名川、武庫川が南流しています。鉄道は、JR 福知山線（伊丹・北伊丹の 2 駅）と、阪急神戸線の支線である阪急伊丹線（伊丹・新伊丹・稲野の 3 駅）があり、大阪・神戸および阪神地域の諸都市を結んでいます。道路は、都市計画道路西国街道線（国道 171 号）が市の中央部を東西に横断しています。中国自動車道と山陽新幹線が市域の北と南を東西に通過し、東には大阪国際空港が立地しています。

伊丹市一般廃棄物処理基本計画とは

- 本市では、平成30年3月に平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とする「伊丹市一般廃棄物処理基本計画」（以下「計画」という。）を策定しました。これは、廃棄物の処理量や処理方法など法律の要求事項に加え、社会経済の動向、法制度の改正や新たな制定、市民のライフスタイルの変化等を踏まえて、今後の一般廃棄物の処理について定めた計画です。

計画の期間について



計画前期期間の減量の取組みについて

1. 発生抑制優先行動の取組み…フードドライブ活動の支援
2. 適正分別・リサイクルの推進…雑紙回収袋全戸配布
3. 事業系ごみの3Rの推進…ランドにおける目視・展開調査
事業系ごみの出し方周知チラシの配布
4. 環境負荷の低減を目指した処理システムの構築
拠点回収におけるフードドライブ実施
5. 計画推進のための基盤整備…減量推進班の組織改編⇒課へ
6. コミュニケーション・教育の推進…学校・自治会等への出前講座

ごみ量から見える計画前期 5 年間

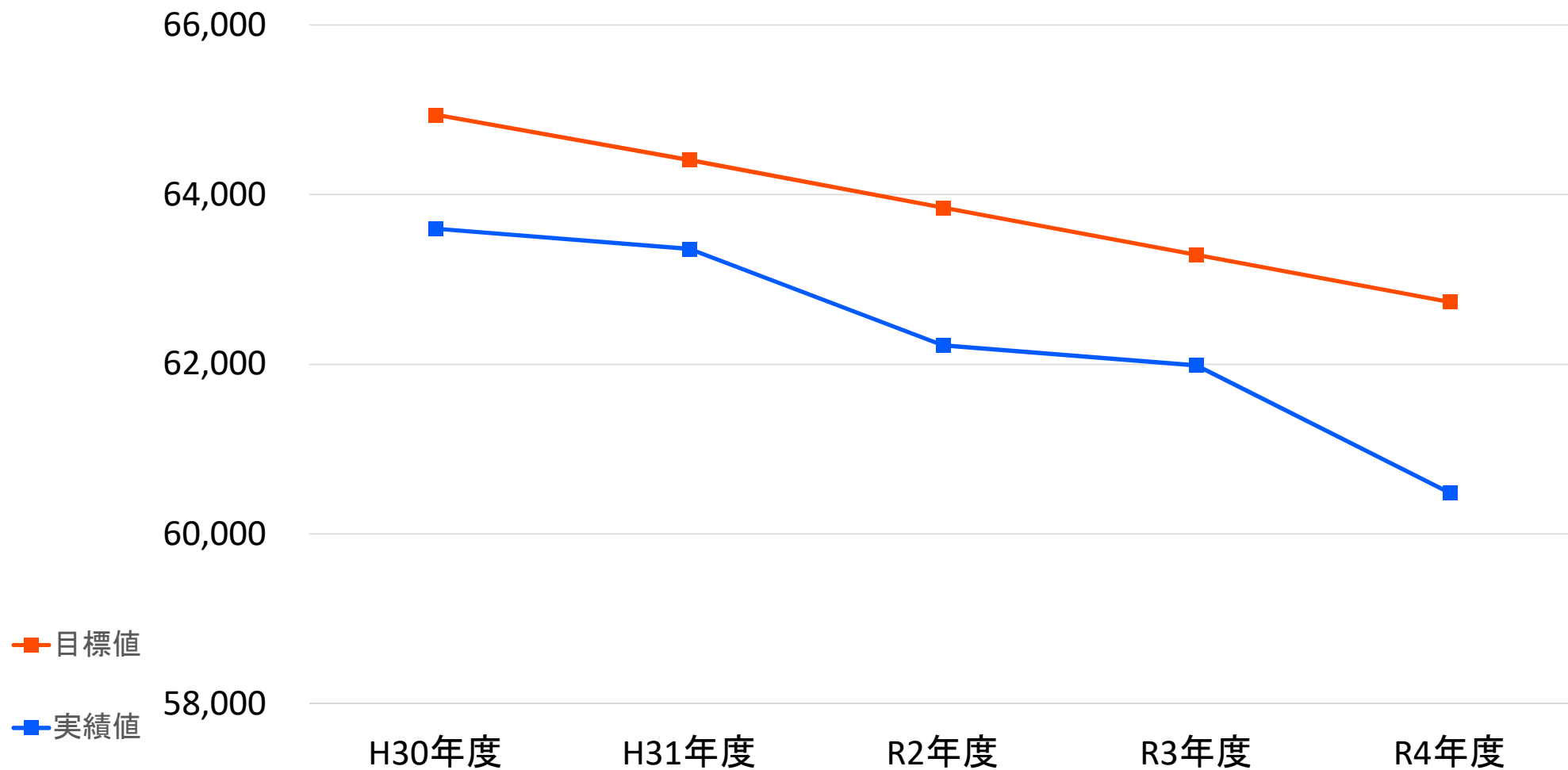
本市の総ごみ排出量は、平成30年に発生した「大阪府北部地震」「平成30年台風第21号」の影響もあり、家庭系ごみが増加に転じましたが、令和3年4月に中間施設であるクリーンランドへの持込手数料が87円/10kgから105円/10kgに見直されたことや、計画基本方針に則って行われたさまざまな取り組みにより、おおむね計画通りにごみ排出量は減少しています。社会情勢的には、新型コロナウイルス感染症拡大及びウクライナ侵攻を契機とした物価高の長期化により、ごみの排出量にも多大な影響を及ぼすなど予期することが困難な事態が続きました。

新型コロナウイルス感染症の流行推移

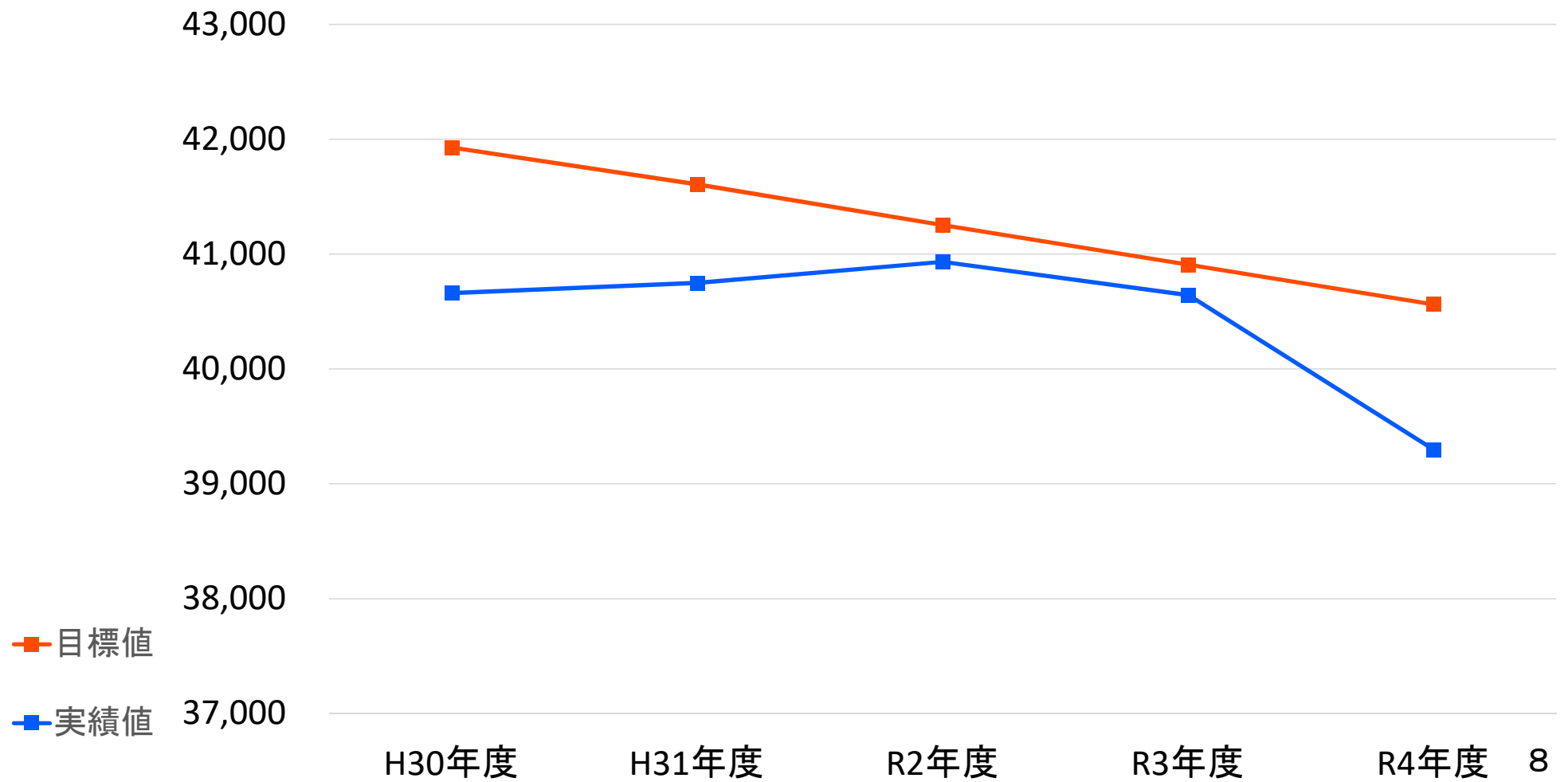
兵庫県重症者数の日内変動(厚生労働省オープンデータ)



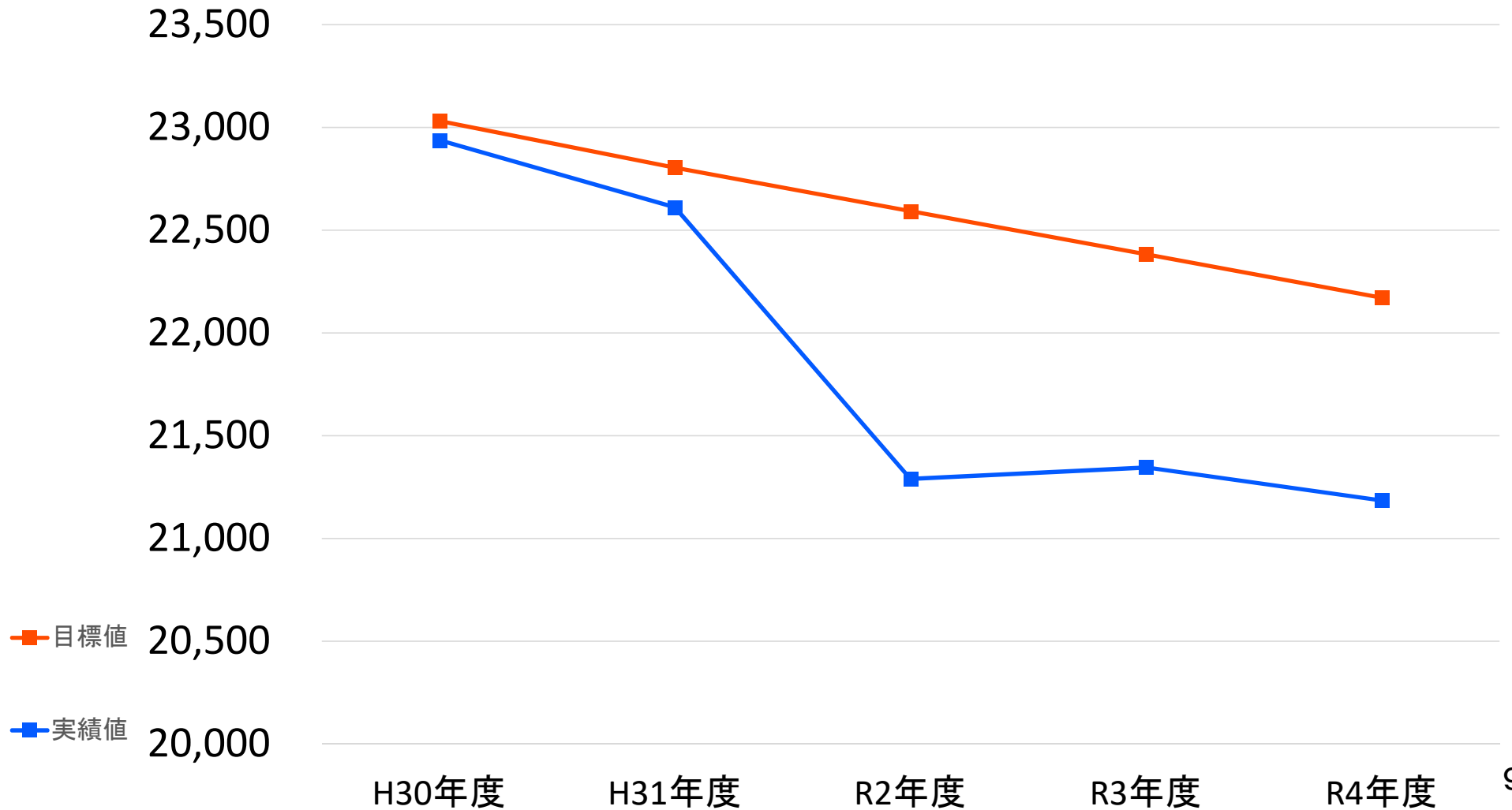
ごみ総排出量の目標と実績 (t/年)



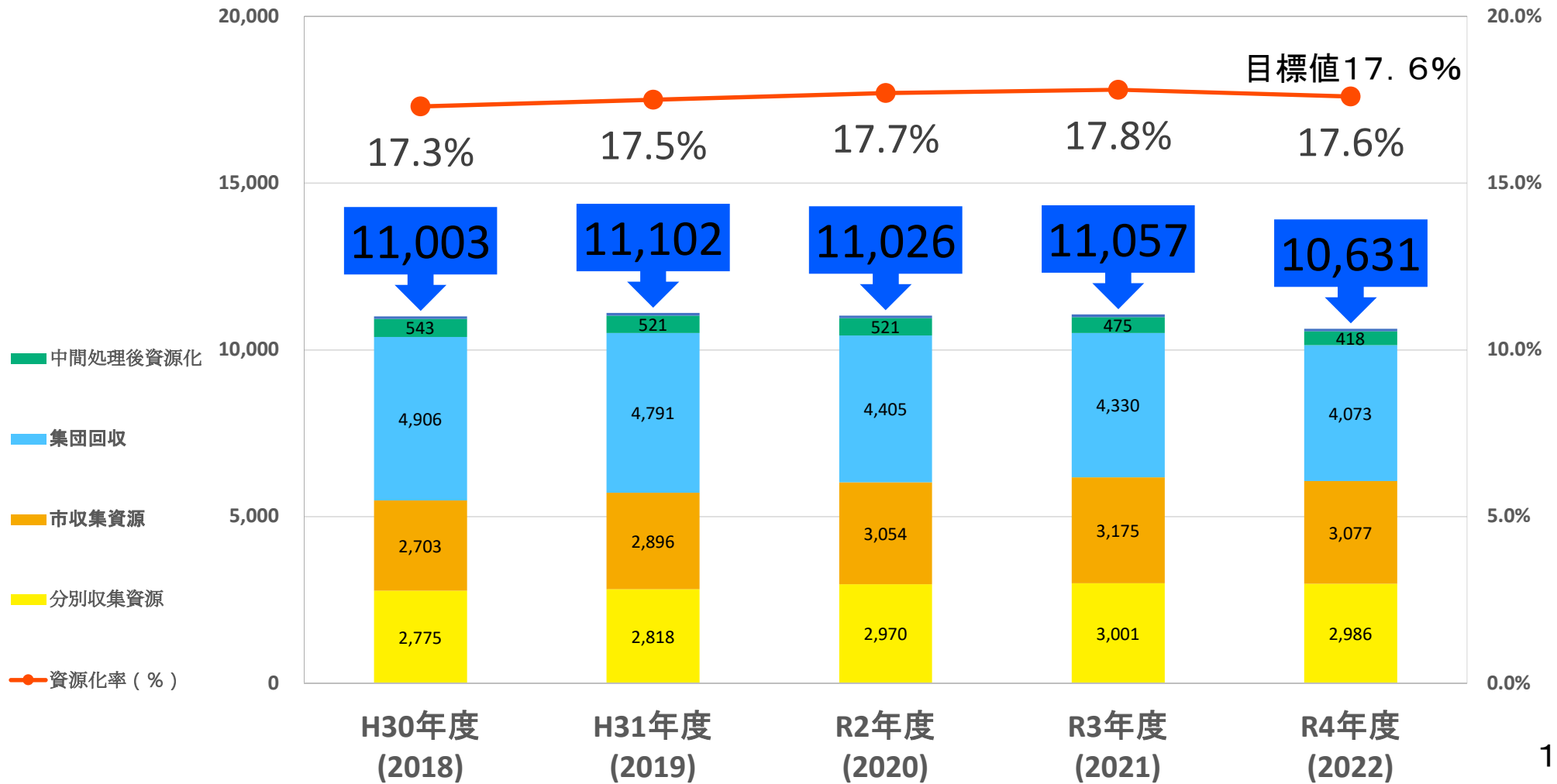
家庭系ごみの排出量推移（t/年）



事業系ごみの排出量推移 (t / 年)



資源化量の推移 (t / 年)



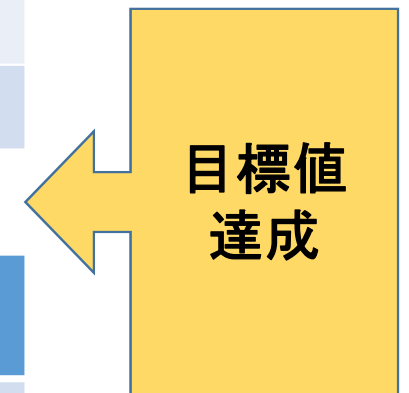
計画値の達成状況

ごみ排出量は？

	平成27年度 (基準年度)	令和4年度 (中間目標)	令和4年度 (実績)
家庭系ごみ	4.3万 t	4.1万 t	3.9万 t
事業系ごみ	2.4万 t	2.2万 t	2.1万 t
合計	6.7万 t	6.3万 t	6.1万 t

資源化率は？

	平成27年度 (当初)	令和4年度 (中間目標)	令和4年度 (実績)
資源化率	16.6%	17.6%	17.6%



中間目標計画値と実績値等の比較

目標項目	計画年度	平成27年度 (基準年度)	令和4年度 (中間年度)		中間目標 達成状況	令和9年度 (最終年度)
			目標値	実績値		
ごみ排出量		66,603t/年	63,734t/年	60,481t/年	○	59,954t/年
(内訳)	家庭系ごみ	42,959t/年	40,562t/年	39,297t/年	○	38,834t/年
	事業系ごみ	23,644t/年	22,171t/年	21,184t/年	○	21,119t/年
最終処分量		8,743t/年	7,184t/年	6,569t/年	○	6,796t/年
資源化率		16.6%	17.6%	17.6%	○	18.5%
1日1人あたり家庭系ごみ排出量		570g	556g	546g	○	531g

廃棄物をめぐる国・県的情勢

- 国は2050年の脱炭素社会の実現に向け、プラスチック廃棄物の再資源化を促進するため「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を令和4年4月に施行しました。施行から1年、自治体に取り組むべき具体的な計画や道筋はまだ不透明であります。一方、本市の家庭系の可燃ごみ及び事業系ごみに占めるプラスチック廃棄物については、将来どこかのタイミングで新しい法律に対応できるように現行の収集・運搬方法等の事業内容に大幅な変更が生じる可能性があります。

廃棄物処理におけるCO₂排出削減

- 本市は、2023（令和5年）年3月に「ゼロカーボンシティ宣言」を公表し、市全体で地球温暖化対策の問題意識を共有するとともに、全庁をあげて省エネルギーやCO₂削減に向けた取り組みを進めております。
- 廃棄物処理には、収集や運搬、焼却や埋立などのプロセスが含まれ、これらの過程でCO₂が排出されます。廃棄物の発生抑制、適切な再利用・リサイクルの3Rを推進し、廃棄物を減量することは温室効果ガスの削減につながります。